

優良労働者表彰要綱

一般社団法人 所沢地区労働基準協会

1 表彰の趣旨

労働者として業務に精励し、勤務成績優良者及び安全衛生、作業改善・作業能率の向上に寄与した人々を表彰し、企業の繁栄と産業発展に資せんとするものとする。

2 名 称 所沢地区優良労働者表彰

3 主 催 一般社団法人 所沢地区労働基準協会

4 後 援 所沢労働基準監督署

5 表彰日 勤労感謝の日

6 表彰の種類・推薦基準

- | | |
|----------|---|
| 第一項 永年勤続 | 10年～20年未満・20年～30年未満・30年以上勤続し、過去3年以上にわたり勤務成績が他の模範とされる者。 |
| 第二項 善 行 | 1) 危険をかえりみず身を挺して労働災害防止に尽くした者。
2) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者を5年以上従事し、且つ、事業場における休業4日以上の災害が顕著に減少し、あるいは、作業環境が顕著に改善されるなど労働災害防止、安全衛生に功績のあった者。 |
| 第三項 発明考案 | 労働災害防止、安全衛生に有益な発明、考案、又は顕著な改善をした者。 |

7 表彰対象労働者の範囲

表彰の対象者の範囲は、次のとおりとする。

- 1) (一社)所沢地区労働基準協会会員事業所に雇用される者であることとする。但し、事業所の役員等は該当しない。

8 表彰の方法

協会長においてこれを表彰し、賞状及び記念品を授与する。

9 推薦の方法

- 1) 推薦は労使の協議などにより表彰の趣旨に合致すること。
- 2) 推薦書は別紙様式により各地区の協会事務局に提出すること

10 選 考

1) (一社) 所沢地区労働基準協会長表彰 (様式10-1)

- ①過去において局長、署長、連合会長賞又は黄綬褒章受賞者は除く。
- ②事業場から推薦書を各々の支部で審査し理事会に推薦する。
- ③各支部から推薦のあった者を、理事会で審議し協会長がこれを決定する。

2) (一社) 埼玉労働基準協会連合会長表彰候補 (様式10-2)

- ①次の者につき各々の支部で審査し、理事会に推薦する。

イ 過去に (一社) 所沢地区労働基準協会長表彰を受け現在までに30年以上の勤続に達し、事業場から推薦のあった者。並びに、前年度に30年以上の勤続で (一社) 所沢地区労働基準協会長表彰を受けた者で事業場から推薦の了承が得られた者。

ロ 6の第二項、第三項、に推薦のあった者の中で、(一社) 埼玉労働基準協会連合会長表彰が適当と認めた者、この場合 (一社) 所沢地区労働基準協会長表彰は行なわない。

- ②各支部から推薦のあった者を理事会で審議し、特に優秀にして他の模範となる者について、会長が (一社) 埼玉労働基準協会連合会長表彰に推薦する。

附 則 (2019年3月12日改訂)

10 (選考) の2) の①のイを改訂する。改訂日は理事会で承認された2019年3月12日とする。